

川口市告示第29号

建設工事「前野宿川緊急改修工事（その2）」ほか1件について、一般競争入札（事後審査型）を下記のとおり執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び川口市契約に関する規則（昭和39年規則第14号。以下「規則」という。）第4条の規定により告示する。

令和6年1月19日

川口市長 奥ノ木 信夫

記

1 入札に参加する者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準に基づく入札参加等停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (6) 告示日から落札者が決定するまでの期間において、同一の入札に参加する者との間に資本関係又は人的関係（次のアからウのいずれかに該当する関係）がない者であること。

ア 資本関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社。以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係は次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合

ただし、（ア）は会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は

民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他

上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

(7) 上記以外の資格要件は工事ごとに別表に定める。

2 配置技術者の資格要件

配置する技術者は、その者が在籍する法人と告示日の3か月前から恒常的な雇用関係にあること。また、配置予定技術者は、建設業法の規定による営業所の専任技術者と兼務することができない。

3 入札に参加できる者の形態

工事ごとに別表に定める。

4 設計図書の閲覧

設計図書等については、入札情報公開システム上でダウンロードし、閲覧するものとする。なお、容量制限により入札情報公開システムに掲載できない案件については、川口市ホームページ上で掲載するものとする。

5 現場説明会

開催しない。

6 入札参加申請

入札参加申請の方法

工事ごとに別表に定める期間内において、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札共同システム」という。）上で入札参加申請を行うこと。

（電子入札共同システム稼働時間：土曜日、日曜日、祝日を除く、
午前8時30分～午後8時）

7 入札参加申請及び設計図書に関する質問の受付及び回答

入札参加申請及び設計図書に関する質問は、市所定の様式の質疑応答書を使用し、原則電子入札共同システムで行うこと。なお、電子入札共同システムの仕様上、質問内容は質問提出者以外も参照できるため、質問の題名、質問要求内容及び質疑応答書（ファイル名を含む）には、特定の企業名や個人名（類推される場合を含む）を記入しないようにすること。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも工事ごとに別表に定める設計図書に関する質問の回答期間までに発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

- (1) 質問の受付期間
工事ごとに別表に定める。
- (2) 質問の回答期間
工事ごとに別表に定める
- (3) 回答の閲覧期間
工事ごとに別表に定める。
- (4) 回答の場所
入札情報公開システム上で行うものとする。

8 入札期間等

- (1) 入札期間 工事ごとに別表に定める。
- (2) 開札日時 工事ごとに別表に定める。
- (3) 開札場所 川口市役所第一本庁舎4階契約課（川口市青木2-1-1）

9 入札方法及び注意事項

- (1) 入札は、定められた期間に電子入札共同システム上で行うこと。
- (2) 再入札は、1回までとする。
- (3) 発注者が様式を指定した入札金額積算内訳書（必要事項を記入したもの）を、原則として、電子入札共同システムによる第1回目の入札（以下、当初入札という。）の入札書提出の際に添付すること。
- (4) 入札の結果、最低入札価格（予定価格の制限の範囲内の最低の価格）が、最低制限価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の基準となる価格）を下回る価格であったときは、当該最低入札価格の入札をした者を失格とする。
- (5) 当初入札に参加しない者、当初入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再入札に参加することができない。
- (6) 入札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (7) 落札候補者となるべき価格について同価の入札が2以上あったときは、電子くじ引きを行い落札候補者の決定をするものとする。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

12 最低制限価格

設定する。

13 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

14 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) この告示に示した入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者氏名・担当者氏名・連絡先」の記載がない入札）
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 連合（談合）等による不正行為をした者の入札
- (6) 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 2以上の意思表示をした者の入札
- (8) 電子メール、電話、ファクシミリ等による入札
- (9) 入札金額積算内訳書の内容に不備があった入札
- (10) 入札参加申請及び設計図書に関する質問内容等に特定の企業名や個人名（類推される場合を含む）を記入した者の入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

15 入札参加資格の審査に必要な書類の提出

落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日から起算して原則として2日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第55号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く）以内に、工事ごとに別表に定める書類を持参、郵送又は以下LOGOフォーム（自治体専用デジタル化総合プラットフォーム）により川口市役所契約課に提出しなければならない。

URL <https://logoform.jp/f/MAGx2>

16 入札参加資格の審査

発注者は、入札参加資格の審査に必要な書類の受領日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に入札参加資格の審査を行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

17 落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定

発注者は、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者と決定するものとする。ただし、入札参加資格を満たしていないことが確認された落札候補者の入札及び落札決定までに本告示に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった落札候補者の入札は無効とするものとする。

18 落札候補者のした入札が無効となった場合の手続

発注者は、落札候補者のした入札が無効となった場合（この18の規定によりあらためて決定された落札候補者のした入札が無効となった場合を含む。）には、その時点で、あらためて落札候補者を決定するものとする。この場合における「入札参加資格の審査に必要な書類の提出」、「入札参加資格の審査」及び「落札者の決定又は入札参加資格

不適格の決定」については、15から17までを適用する。

19 落札失効

落札決定があった後に、落札者の入札が条件に違反して無効となったときは、落札の決定は失効することとする。

20 契約の時期

落札決定の通知日から7日以内に契約を締結する。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）の定めるところにより、市議会の議決に付さなければならない契約（予定価格200,000,000円以上の工事）については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、市議会の議決後に本契約を締結する。

21 支払条件

(1) 前金払

する。（規則第27条の規定による。）

(2) 中間前金払

する。（規則第27条の規定による。ただし、部分払を選択している場合は支払いしない。）

(3) 部分払

する。（中間前金払を選択している場合は支払いしない。ただし、複数年契約の場合を除く。）

22 異議の申立て

入札者は入札後、規則、約款、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

23 契約の条項等

契約の条項等は、川口市ホームページ上において随時閲覧することができる。

24 その他

入札参加資格を満たさないとされた者は、その理由について説明を求めることができる。

25 問い合わせ先

川口市理財部契約課工事契約係

電話（直通） 048（258）1237

工事名	前野宿川緊急改修工事（その2）
工事場所	川口市 安行慈林 地内
工事期間	契約締結日から令和6年7月31日まで
設計金額	事後公表
工事概要	改修工 85m 仮設工 1式
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、<u>土木一式工事</u>の登録があり、その等級が<u>B級</u>に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する<u>市内業者</u>であること。
参加形態	単体企業
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和6年1月25日（木）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和6年1月23日（火）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和6年1月24日（水） 回答の日から令和6年2月5日（月）午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和6年1月25日（木）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和6年1月29日（月） 回答の日から令和6年2月5日（月）午後4時まで
入札期間等 ・入札期間 ・開札日時	令和6年1月30日（火）午前9時から 令和6年2月 5日（月）午後4時まで 令和6年2月 6日（火）午前9時40分
入札参加資格の審査に必要な書類 ※落札候補者のみ	本案件の入札参加資格については、発注者が保有又は自ら収集できる情報により確認できるため、審査書類の提出は不要とします。

工事名	都市基盤河川改修事業芝川護岸工事
工事場所	川口市 本町1丁目 地内
工事期間	契約締結日から令和7年1月31日まで
設計金額	事後公表
工事概要	高水護岸工 13.0m 低水護岸工 12.6m 付帯工 1式 仮設工 1式
参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・告示日現在、令和5・6年度川口市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されかつ、<u>土木一式工事</u>の登録があり、その等級が <u>A級</u>に格付けされている者であること。 ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する <u>市内業者</u>であること。
参加形態	単体企業
入札参加申請 ・申請期間	告示日から令和6年1月30日（火）午後4時まで
入札参加申請に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和6年1月24日（水）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和6年1月29日（月） 回答の日から令和6年2月13日（火）午後4時まで
設計図書に関する質問及び回答 ・質問の受付期間 ・回答期間 ・回答の閲覧期間	告示日から令和6年1月30日（火）午後4時まで 質問の受付期間終了後から令和6年2月2日（金） 回答の日から令和6年2月13日（火）午後4時まで
入札期間等 ・入札期間 ・開札日時	令和6年2月 5日（月）午前9時から 令和6年2月13日（火）午後4時まで 令和6年2月14日（水）午前9時30分
入札参加資格の審査に必要な書類 <u>※落札候補者のみ</u>	本案件の入札参加資格については、発注者が保有又は自ら収集できる情報により確認できるため、審査書類の提出は不要とします。